

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画

小山市

令和8(2026)年3月

目次

はじめに	1
第1部	小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要 5
第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 5
第1節	感染症危機を取り巻く状況 5
第2節	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 6
第3節	政府の感染症危機管理の体制 7
第2章	国・県における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過 8
第3章	小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過 8
第4章	新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応 9
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針 10
第1章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等 10
第1節	目的 10
第2節	基本的な考え方 11
第3節	留意事項 14
第4節	基本項目 17
第5節	対策推進のための役割分担 18
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 21
第1章	実施体制 21
第1節	本市における実施体制 21
第2節	関係機関との連携体制 23
第3節	準備期 24
第4節	初動期 25
第5節	対応期 26
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション 28
第1節	準備期 28
第2節	初動期 30
第3節	対応期 32
第3章	まん延防止 36
第1節	準備期 36
第2節	初動期 36
第3節	対応期 37
第4章	ワクチン 41
第1節	準備期 41
第2節	初動期 45
第3節	対応期 48
第5章	保健 52
第1節	準備期 52
第2節	対応期 52
第6章	物資 54
第1節	準備期 54
第2節	対応期 54
第7章	市民生活及び地域経済の安定の確保 56
第1節	準備期 56
第2節	初動期 57
第3節	対応期 57
用語集	61

はじめに

【改定の目的】

令和2(2020)年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認され、同年2月に県内で最初の感染者が確認された。新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等が連携し様々な取組が進められてきた。

今般の小山市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)の改定、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県行動計画」という。)の改定、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、**新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。**

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【改定の概要】

政府行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。)を作成し、対応を行っていくこととなる。

従前の政府行動計画は、平成25(2013)年に策定されたものであるが、今般、初めてとなる抜本改正が行われた。具体的には、

- ・ **新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備**
- ・ **内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)や国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備**
- ・ **国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化**等を踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化している。また、対象とする疾患についても、**新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念**

頭に置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充させ、**新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。**感染が長期化する可能性も踏まえ、**複数の感染拡大の波への対応**や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた**対策の機動的な切替え**についても明確化している。

さらに、実効性を確保するため、**実施状況のフォローアップ**や**定期的な改定**を行うとともに、国及び県を始めとした多様な主体の参画による**実践的な訓練を実施**することとしている。

市行動計画についても、政府行動計画及び県行動計画に沿った内容とし、抜本改正を行う。

【市行動計画の構成と主な内容】

市行動計画全体の構成

市行動計画の基本的な構成は以下のとおりである。

- 第1部 … 感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、国や県の行動計画の改定経過、市行動計画の位置付け等を記載する「**小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について**」
- 第2部 … 新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「**新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方**」
- 第3部 … 新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した「**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組**」

【第1部 過去の感染症危機を踏まえた市行動計画の改定】

第1部では、感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況、国や県の行動計画の改定経過を整理している。その上で、**新型コロナ対応を踏まえ、感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現するための取組**について、改定された政府行動計画や県行動計画の内容を踏まえながら、市行動計画を改定し、**所要の取組を実施**していく。

【第2部 新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方】

第2部では、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理している。

同部第1章では、第1節及び第2節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、基本的な戦略として、感染拡大防止と市民生活及び社会経済に与える影響の最小化という2つの主たる目的を掲げている。

同章第3節では、新型インフルエンザ等の発生段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに対策の考え方や方針が変遷していくことを示している。

同章第4節及び第5節においては、新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第3部に記載している各対策を実現していくための国、県及び市、医療機関、指定(地方)公共機関、事業者、市民等の役割を明確化している。

【第3部 新型インフルエンザ等対策の7つの対策項目の考え方及び取組】

第3部では、第2部第1章において整理した7つの対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

(第1章 実施体制)

準備期から、庁内体制の整備をしておくとともに、小山地区医師会等と連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、研修等による人材育成や対応力強化、有事には政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき的確な政策判断を行う。また、必要な財源の確保を行う。

(第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度を高めるとともに、初動期及び対応期にはコールセンターの設置等により、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施する。

(第3章 まん延防止)

準備期には、基本的な感染対策の普及を図り、感染対策に関する市民の理解促進を図る。また、感染対策に必要な物資の備蓄について準備を行う。初動期には、業務継続計画

に基づく対応の準備を行い、学校、保育施設、高齢者施設及び介護施設等における感染対策を開始する。対応期には、その対策を継続し、緊急事態措置が発令された場合は、直ちに市対策本部を設置する。

(第4章 ワクチン)

ワクチンの接種に必要な資材の確保、ワクチンの供給体制、接種体制の構築、ワクチン接種に関する情報提供・共有等を県や医療機関等と連携して平時から体制を検討し、初動期や対応期には、住民接種を中心に接種体制を立ち上げ、円滑な接種を進める。

(第5章 保健)

準備期において、健康観察に係る応援派遣体制の検討や消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。対応期には、自宅療養者等の健康観察や生活支援を県と協力して実施するとともに、消防本部による患者等の搬送を実施する。

(第6章 物資)

所管事務等に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等や救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を行う。

(第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保)

準備期において、要配慮者等への生活支援等の準備や埋火葬の体制等の整備等を行う。また、初動期及び対応期には、市民生活の安定の確保のための対応や、埋火葬等の体制整備及び実施等を行う。

【定期的なフォローアップと必要な見直しについて】

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、政府行動計画や県行動計画の改定状況等も踏まえ、**おおむね6年ごと**に市行動計画の改定について、必要な検討を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画等を検証し、必要な見直しを行う。

第 1 部

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。このことから引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることを目的に特措法を制定、その中で国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定め、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)、新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)である。

【参考】新型インフルエンザ等の定義(特措法第2条第1項)

【法令による定義】	
新型インフルエンザ等 ：感染症法※2第六条第七項に規定する 新型インフルエンザ等感染症 （第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する 指定感染症 （第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する 新感染症 （全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。	
新型インフルエンザ等感染症	新型・再興型インフルエンザ、新型・再興型コロナウイルス感染症（当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの） 新型：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの 再興型：かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの
指定感染症	既知の感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

第3節 政府の感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法(昭和22年法律第5号)を改正し、令和5(2023)年9月に内閣官房に統括庁を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。

さらに、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、令和7(2025)年4月に JIHS が設置された。

政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHS から感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制が整備されている。

第2章 国・県における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過

国は、病原性の高い新型インフルエンザの発生に備えた迅速かつ確実な対策を講ずるため、平成17(2005)年に「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「旧政府行動計画」という。)を策定し、以来数次の部分的な改定を行った。

平成25(2013)年には、新型インフルエンザ対応の経験を経て、措置法第6条に基づき、政府行動計画を策定した。

県は、平成17(2005)年12月に「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「旧県行動計画」という。)を策定し、その後平成24(2012)年3月にインフルエンザ(H1N1)2009への対応を踏まえて、旧県行動計画を改定した。

平成25(2013)年には、政府行動計画の策定に伴い、措置法第7条に基づき、県行動計画を策定した。

そして、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、令和6(2024)年7月に政府行動計画、令和7(2025)年3月に県行動計画が改定された。

第3章 小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過

小山市(以下「市」という。)では、国や県の行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等の感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全な生活を確保するため、平成21(2009)年2月に「小山市新型インフルエンザ対策行動計画(以下、「旧市行動計画」という。)」を策定し、推進してきた。

また、特措法の制定に伴い、平成25(2013)年3月に「小山市インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第29号。以下「市対策本部条例」という。)を制定した。

その後、市は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、平成26(2014)年11月市行動計画を策定し、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示した。

第4章 新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年1月16日に国内1例目の報告が、同年2月22日に県1例目の患者が確認された。本市では国内・県内の感染状況から同年2月小山市新型コロナ対策本部を設置し、まん延防止対策をとったが、同年4月11日に1例目の患者が確認された。

本市としては、国や県からのワクチン接種や感染防止対策に関する情報発信や飲食店に対する感染防止対策の呼びかけ・見回り、高齢者施設や障害福祉サービス施設等への感染症対策に必要な資材の供給など、「市民の命と暮らしを守る」ことを最優先に取組み、最前線でウイルスと対峙する医療従事者の方々をはじめ多くの市民・事業者の協力を得ながら、国や県、専門家とも連携して8つの波を乗り越えてきた。

こうした新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現するための取組について、改定された県行動計画の内容を踏まえながら、市の行動計画を改定し、所要の取組を実施していく。

第 2 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等

第1節 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

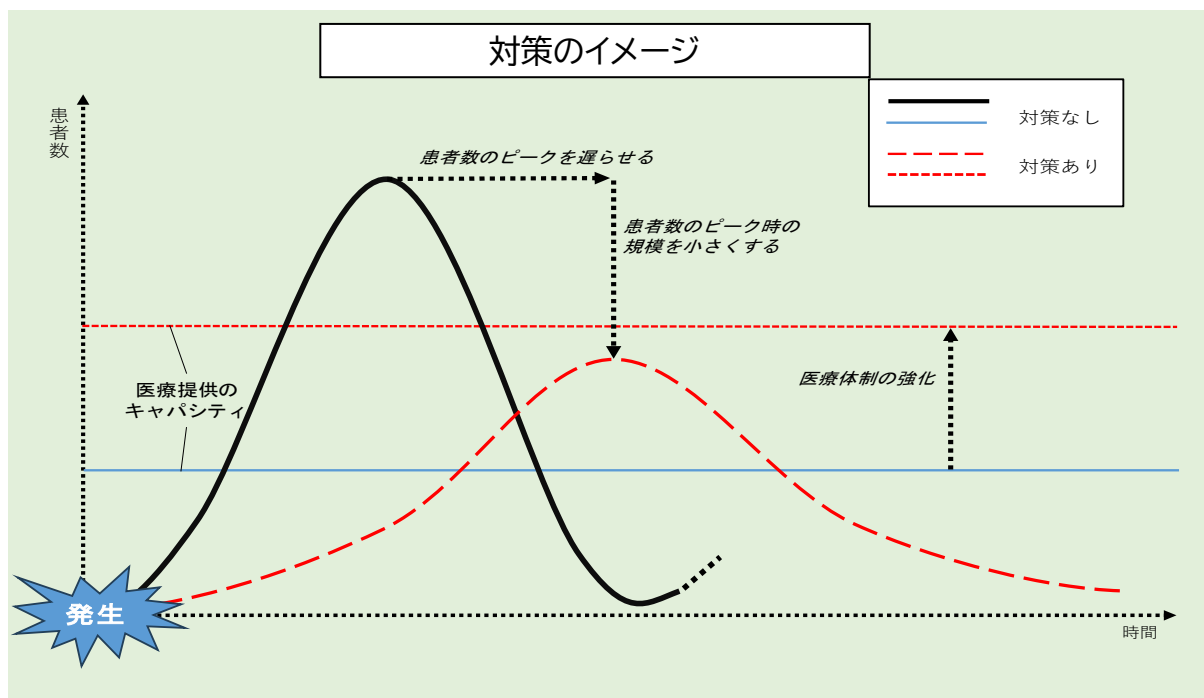
市では、このような影響をできるだけ軽減させるため、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(目的1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 市民に対して、情報を提供し、新型インフルエンザ等対策の理解の促進を図る。
- 住民接種の円滑な実施など、まん延防止対策を促進し、市民の健康被害を最小限にとどめる。

(目的2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、感染者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



引用) 栃木県新型インフルエンザ等行動計画

第2節 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

1. 対応時期の考え方

(1) 発生前の段階(準備期)では、市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 国内、県内及び市内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内、県内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

(3) 国内、県内及び市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の市民への普及啓発を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じるとともに、市民への生活支援策についても関係部署等と連携して対応する。

国内、県内及び市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(4) 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

2. 対策の基本的考え方

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

3. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、市民への周知啓発等を通して感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 国や県からの情報に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観

点からリスク評価を行った上で、対策項目の具体的な内容を定める。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第3節 留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(6)までの取組により、平時の備えの充実を進める。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内等で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) リスクコミュニケーションの備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるようリスクコミュニケーションについて平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用や国と地方公共団体の連携

医療関連情報の有効活用、県や他市町との連携体制を整備しておくことについても平時から積極的に取り組み、準備を行う。

(6) 予防接種事務のデジタル化の推進

予防接種事務のデジタル化を進め、事務の効率化等を図る。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(3) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等が発せられた場合には、内容について、影響を受ける市民等の状況も踏まえ、分かりやすく情報発信する。

3. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等への対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる感染症対策等について、平時からの情報共有や有事の際の必要な支援等を行う。

7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 基本項目

1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市及び関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画における主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

第5節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市である宇都宮市や感染症指定医療機関等で構成される栃木県感染症対策連携協議会等を通じ、関係団体・機関と連携し、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(2) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、国の定める基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、県と連携して、災害時の感染症対策を行う。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第 3 部

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 本市における実施体制

1. 小山市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び市対策本部条例に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする小山市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置する。

《対策本部の構成》

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長
本 部 員	総合政策部長、総務部長、危機管理監、理財部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業観光部長、建設水道部長、都市整備部長、議会事務局長、消防長、こども未来部長、生涯学習部長
オブザーバー	新小山市市民病院長、新小山市市民病院事務部長、新小山市市民病院院内感染対策室長、小山地区医師会長

2. 小山市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部

市対策本部設置後の新型インフルエンザ等対策の実施機関として、小山市新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部(以下「危機管理部」という。)を設置する。

《危機管理部の構成》

部 長	保健福祉部長
副 部 長	健康増進課長
部 員	福祉総務課長、生活福祉課長、高齢生きがい課長、秘書課長、総合政策課長、まちの魅力推進課長、行政総務課長、職員課長、人権・男女共同参画課長、危機管理課長、資産経営課長、公共施設整備課長、財政課長、市民生活安心課長、国際政策課長、環境課長、市民課長、農政課長、農村整備課長、商業観光課長、工業振興課長、治水対策課長、道路課長、建築課長、上下水道総務課長、水道施設課長、都市計画課長、公園緑地課長、議事課長、消防総務課長、教育総務課長、こども政策課長、こども教育課長、子育て家庭支援課長、保育課長、生涯学習文化課長、生涯スポーツ課長

3. 小山市感染症対策会議・感染症対策事務局会議

市対策本部が設置されていない場合であって、かつ、感染症の発生又はまん延を防止するため市長が必要を認めた場合に設置する。

対策会議では、市内における感染症の発生又はまん延を防止するための重要事項の検討等を行い、事務局会議は対策会議の活動を補佐するとともに、感染症の対策に関わる庁内の調整を行う。

〈感染症対策会議の構成員〉

議 長	市長
副 議 長	副市長、教育長
構 成 員	総合政策部長、総務部長、危機管理監、理財部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業観光部長、建設水道部長、都市整備部長、議会事務局長、消防長、こども未来部長、生涯学習部長

〈感染症対策事務局会議の構成員〉

事務局長	保健福祉部長
事務局次長	保健福祉部次長
事務局次長補佐	健康増進課長
事務局員	福祉総務課長、生活福祉課長、高齢生きがい課長、秘書課長、総合政策部次長、総合政策課長、まちの魅力推進課長、総務部次長、行政総務課長、職員課長、人権・男女共同参画課長、危機管理課長、理財部次長、資産経営課長、財政課長、市民生活部次長、市民生活安心課長、国際政策課長、環境課長、市民課長、産業観光部次長、農政課長、農村整備課長、商業観光課長、工業振興課長、建設水道部次長、治水対策課長、道路課長、建築課長、上下水道総務課長、水道施設課長、都市整備部次長、都市計画課長、公園緑地課長、議事課長、消防総務課長、教育総務課長、こども未来部次長、こども政策課長、こども教育課長、子育て支援課長、保育課長、生涯学習部次長、生涯学習文化課長、生涯スポーツ課長

4. 小山市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び推進に資するため、各界有識者で構成する「小山市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議」を設置し、対策に対する意見等を聴取する。

《有識者会議委員の推薦団体》

市議会	民生常任委員長
健康づくり推進協議会	小山地区医師会、小山歯科医師会、小山市健康推進員会、小山市食生活改善推進員会、公益社団法人栃木県栄養士会、小山市老人クラブ連合会、小山市校長会、小山商工会議所青年部、小山市自治会連合会、白鷗大学、栃木県県南健康福祉センター、「健康都市おやま」推進サポーターの会、公益財団法人小山市スポーツ協会、小山市 PTA 連合会、JA おやま青年部
地域医療推進委員会	小山薬剤師会、新小山市市民病院、自治医科大学、栃木県看護協会小山地区支部

5. 小山市予防接種委員会

新型インフルエンザ等対策の適切な推進に資するため、学識経験者等で構成する「小山市予防接種委員会」において、対策に関する意見を聴取するとともに、予防接種に関わる具体的事項についての協議を行う。

第2節 関係機関との連携体制

1. 新型インフルエンザ等対策県南地域連絡協議会

現地対策の実施機関である県南健康福祉センターに準備期から県が設置する「新型インフルエンザ等対策県南地域連絡協議会」（関係行政機関、郡市医師会、医療機関等で構成）に参加し、新型インフルエンザ等への対応体制に関わる具体的事項について協議する。

2. 新型インフルエンザ等対策市町連絡会議

市町との連携体制を確立するために、準備期から県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、市民に対する情報提供、要支援者への支援、火葬等についての協議など、体制整備を推進する。

3. 医師会及び医療機関との連携

小山地区医師会及び新小山市市民病院との連絡会議等を適宜開催し、新型インフルエンザ等対策についての認識を共有するとともに、発生時における円滑な診療や感染症防止策、予防接種体制の整備等を行う。

第3節 準備期

目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

※なお、以下については【 】に主な関連部署を明記する。

所要の対応

1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化【保健福祉部】

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する。市は市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、国や県で実施される研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

2. 実践的な訓練の実施【保健福祉部】

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、必要に応じて、対応体制を見直し・改善する。

3. 国及び県等との連携強化【保健福祉部】

- (1) 市は、県や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、県や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第4節 初動期

目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

【保健福祉部・総務部・こども未来部】

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は必要に応じて、感染症対策会議を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、国や県と連携し、必要に応じて、第3節(準備期)1.を踏まえ、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (3) 市は、市内の医療機関、保育施設、学校、高齢者施設及び介護施設等と連携を図り、感染が増加している集団を把握し、感染対策及び対応を検討する。

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 【保健福祉部・理財部】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要な経費について算出し財源確保を検討する。

第5節 対応期

目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

所要の対応

1. 基本となる実施体制の在り方

【保健福祉部・総合政策部・総務部・理財部・こども未来部】

県対策本部設置後においては、速やかに第1節に定める体制をとる。

(1) 市における対応

- ① 市は、引き続き、感染症対策会議を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の実施や市民への情報提供等を継続する。
- ② 市は、引き続き、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的な対応を継続する。
- ③ 市は、引き続き、医療機関、保育施設、学校等と連携を図り、感染が増加している集団に対して、感染対策及び対応を継続する。

(2) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

② 市は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(3) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要な経費を算出した上で、財源を確保し、対策を実施する。

2. 緊急事態措置の検討等について【保健福祉部】

(1) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【保健福祉部】

(1) 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部

・こども未来部・生涯学習部】

(1) 感染症に関する情報提供・共有について

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設や介護施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の

集団感染が発生するおそれがあることから、保健福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校や保育施設等の現場においても、平時から感染症対策についての情報提供・共有やリスクコミュニケーション実施のための体制を整備する。

(2) 偏見・差別等に関する啓発について

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するように努める。

(3) 偽・誤情報に関する啓発について

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって情報が錯綜することから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するように努める。

2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部・こども未来部】

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制整備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容に整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、関係部局と連携して情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

② 市として、一体的かつ統合的な情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局間で情報提供・共有の方法等を整理する。

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や関係機関等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

④ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

② 市は、新型インフルエンザ等発生時に市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係部局と連携してリスクコミュニケーションの手法の充実や改善に努める。

(3) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、県より健康観察や生活支援の協力依頼及び患者等に関する情報の提供を受けることがあるため、県と市の行動計画等で、具体的な手順を整理する。

第2節 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部
・子ども未来部・生涯学習部】

(1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等）、感染症の発生状況等の情報について、マスメディアやSNS等の活用により、市民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するように努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 市は、学校、保育施設、高齢者施設及び介護施設等に対しても、感染状況や対策の方針について速やかに情報提供をする。

(3) 市は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施 【保健福祉部・総合政策部】

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部・子ども未来部】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえ

つつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

4. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について【保健福祉部】

市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する県の情報の公表に関し、市民等の理解を深めるため、県の求めに対し必要な情報を提供する。

5. 救急対応の情報提供・共有について【保健福祉部・消防本部】

市は、県南保健所、当該保健所管内の感染症対応医療機関及び消防本部間における救急対応状況の共有と調整をする。

第3節 対応期

目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部
・こども未来部・生涯学習部】

(1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等)、感染症の発生状況等の情報について、マスメディアやSNS等の活用により、市民等に対して効果的に周知を行い、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努める。

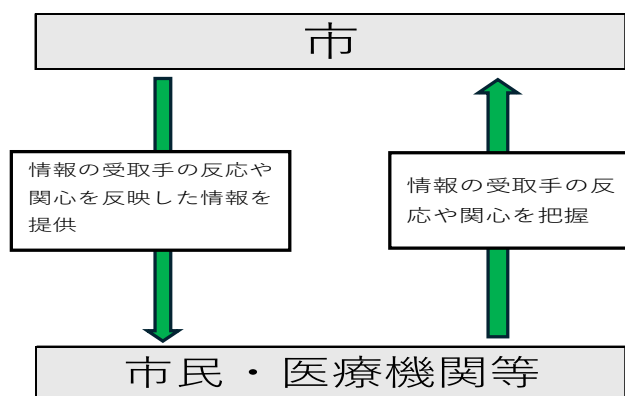
また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 市は、学校、保育施設、高齢者施設及び介護施設等に対しても、感染状況や対策の方針についての速やかな情報提供及び感染拡大防止の注意喚起を行う。

(3) 市は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施【保健福祉部・総合政策部】

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有を行う。



2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部・こども未来部】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

【保健福祉部・総合政策部・総務部・市民生活部・産業観光部

・こども未来部・生涯学習部】

病原体の性状(病原性、感染性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性・感染症等)等について、限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、事業実施判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取り組みが早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。

(2) 病原体の性状に応じて対応する時期

① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性・感染性等)等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際に、市民等が適切に対応できるよう、その時点

で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、変更点等を含め、分かりやすく説明を行う。

② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性・感染性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその味方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点について、情報提供を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

4. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について **【保健福祉部】**

市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する県の情報の公表に関し、市民等の理解を深めるため必要があると認めるときは、県の求めに対し必要な情報を提供する。

5. 救急対応の情報提供・共有について **【保健福祉部・消防本部】**

県、県南保健所、当該保健所管内の感染症対応医療機関及び消防本部間における救急対応状況の情報提供・共有をする。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者等の理解促進に取り組む。

所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等【保健福祉部】

(1) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、市民に対し、感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットの徹底等について、平時から周知する。

2. 各施設における感染対策の準備等【保健福祉部・子ども未来部・生涯学習部】

(1) 市内にある学校・保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。

(例)学校への日常的な手指・施設消毒用エタノール製剤の配布

(2) 市内にある高齢者施設・介護施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。

(例)通いの場等を委託している関係団体へ感染拡大防止に関する研修等の実施

第2節 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対

応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

所要の対応

1. 市内でのまん延防止対策の準備【保健福祉部】

市は、国や県からの要請に基づき、国内や県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等【保健福祉部】

市は、準備期に引き続き、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、市民に対し、感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットの徹底等について、注意喚起する。

3. 各施設における対策の開始【保健福祉部・こども未来部・生涯学習部】

(1) 市内にある学校や保育施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じて、対策を開始する。

(例) 小山市小・中・義務教育学校運営ガイドラインに沿った対応
各学校(学校・学年・学級)の臨時休業等への対応等

(2) 市内にある高齢者施設、介護施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じて、対策を開始する。

(例) 高齢者の通いの場等への感染拡大防止の指針を示し、対応の標準化

第3節 対応期

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

所要の対応

1. まん延防止対策の内容 **【保健福祉部・市民生活部・こども未来部・生涯学習部】**

市は、国や県からの要請に基づき、初動期にて準備した業務継続計画に基づく対応や以下のまん延防止対策を実施する。

(1) 患者や濃厚接触者への対応

市は、市民が新型インフルエンザ等になり患した場合や濃厚接触者に該当した場合等の対応について、国や県からの情報をホームページやSNS等にて周知するとともに、問い合わせ等があった際には、丁寧に対応する。

(2) 患者や濃厚接触者以外の市民に対する対応

① 市は、県と連携して、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛等の要請を行う。

② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の情報提供及び注意喚起をする。

(3) 事業者や学校等に対する対応

① 市は、県と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置として講じる営業時間の短縮や変更等の周知やそれらの状況確認等を実施する。

② 市は、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設、当該施設を使用して実施する事業及び施設自体の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等を検討する。

③ 市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を検討する。

2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

【保健福祉部・こども未来部・生涯学習部】

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、県と連携し、人と人との接触機会を減らす等の注意喚起等により対策を講じる。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や県が行う病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

①病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、強度の高いまん延防止対策を講じる。

②病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

③病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、市は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して自宅療養等の体制を確保することで対応する。上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

④子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講じることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行う。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講じる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

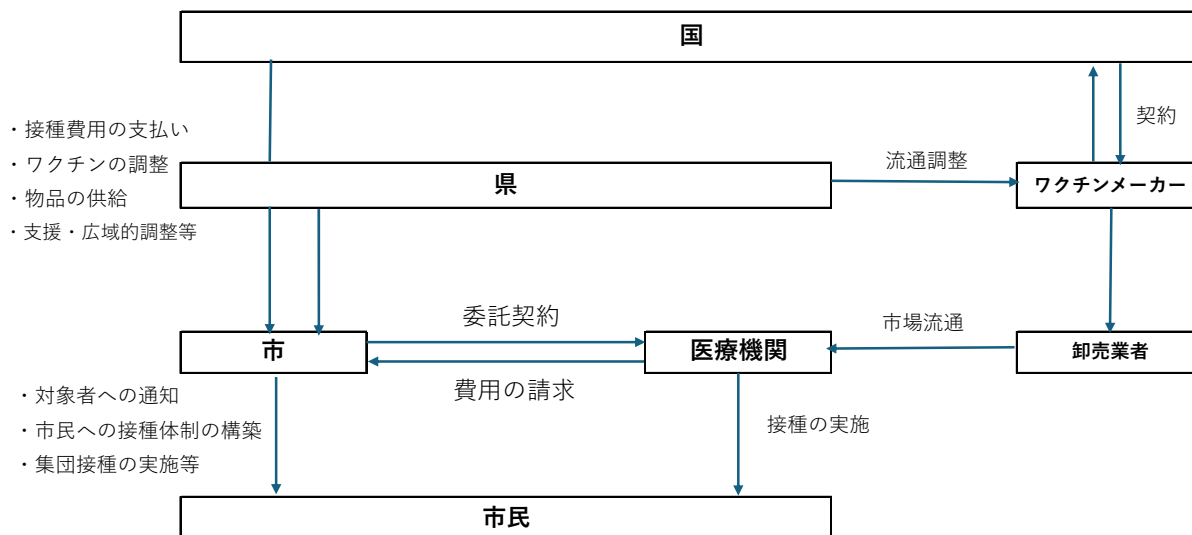
市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、県の方針を踏まえつつ、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

3. 緊急事態宣言【保健福祉部】

(1) 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(2) 市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県や指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

第4章 ワクチン



第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

所要の対応

1. ワクチンの接種に必要な資材 **【保健福祉部】**

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
・消毒用アルコール綿 (アレルギー用:ベンザルニコウム塩化物・ク ロルヘキシジングルコン酸塩等) ・トレイ ・体温計	・マスク ・使い捨て手袋(S・M・L) ・使い捨て舌圧子 ・膿盆 ・聴診器

<ul style="list-style-type: none"> ・医療廃棄物容器、針捨て容器 ・手指消毒液 ・血圧計 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・パルスオキシメーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペンライト ・使い捨て医療用ガウン・エプロン
	<p>【文房具類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボールペン ・日付印 ・スタンプ台 ・はさみ
	<p>【会場物品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子 ・延長コード ・冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 ・ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ・耐冷手袋等 ・時計(表示用)

2. ワクチンの供給体制 **【保健福祉部】**

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、小山地区管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、小山地区管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

また、市でワクチンを保管することになった場合に備えて、保管場所を想定しておくとともに、停電時の対応等についても平時より関係部署と調整する。

3. 接種体制の構築 **【保健福祉部・総務部・市民生活部・子ども未来部・生涯学習部】**

(1) 接種体制

市は、小山地区医師会や小山歯科医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

また、接種会場については、健康医療介護総合支援センターや各市民交流センター、各公民館等を使用することを前提に平時から関係部署と調整する。

(2) 特定接種

①新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。また、登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

②特定接種の対象となり得る市職員等については、市が対象者を把握し、国に人数を報

告する。

(3) 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

①市は、国や県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、小山地区医師会や小山歯科医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた取組みを平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や関係機関等と連携し、接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	親子(母子)健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	

乳児保護者	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計し、各接種会場について配置や導線等を検討する。また、医師及び看護師の配置については、小山地区医師会や小山歯科医師会等と調整する。

② 市は、円滑な接種の実施のため、近隣自治体の医師会等と委託契約を結ぶ等、市外での地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

③ 市は、速やかに接種できるよう、小山地区医師会や小山歯科医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4. 情報提供・共有 **【保健福祉部・こども未来部】**

(1) 住民への対応

市は、平時から予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(2) 市における対応

市は、予防接種の実施主体として、小山地区医師会や小山歯科医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

(3) 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び福祉関係部署、市教育

委員会との連携に努める。

5. DXの推進【保健福祉部・総務部・市民生活部】

(1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatch が生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

所要の対応

1. 接種体制【保健福祉部】

(1) 接種体制の構築

市は、準備期において調整した接種会場の日程を確保し、配置や導線等を確定する。

また、小山地区医師会や小山歯科医師会等と連携し接種に携わる医療従事者等の確保等を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2. 情報提供・共有【保健福祉部】

(1) 予防接種に関する情報提供

市は、接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、市民に提供する。

(2) 県営接種会場が設置される場合の情報提供

市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。

3. 特定接種【保健福祉部】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、小山地区医師会や小山歯科医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて、小山地区医師会や小山歯科医師会と調整を行う。

4. 住民接種【保健福祉部・総務部・市民生活部・こども未来部・生涯学習部・消防本部】

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署と連携し、全庁的な実施体制の確保を行う。

(3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の感染症対策部局等や保護施設担当部局等と連携する。

そして、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は小山地区医師会や小山歯科医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(5) 市は、接種が円滑に行われるよう、小山地区医師会、小山歯科医師会、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことにすることについても協議を行う。

(6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、小山地区医師会や小山歯科医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(7) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。

(8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であり、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。

(9) 市は、予防接種券の作成にあたり、登録事業者や関係部署と連携し、遅滞なく対象者宛に予防接種券を送付する準備を進める。

(10) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品等の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

(11) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整する。

第3節 対応期

目的

国が確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

所要の対応

1. ワクチンや必要な資材の供給 **【保健福祉部】**

(1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第1節3.(3)①を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

(2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

(3) 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って小山地区管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

2. 接種体制 **【保健福祉部】**

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3. 情報提供・共有 **【保健福祉部】**

(1) 予防接種に関する情報提供

市は、接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、市民に提供する。

① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健

康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、平時の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないようにする必要があるので、市は、引き続き平時の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(2) 県営接種会場が設置される場合の情報提供

市は、県営接種会場が設置される場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について、市民に提供する。

(3) 接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

4. 特定接種【保健福祉部・総務部】

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等の対象者に、本人の同意を得て、原則集団接種にて特定接種を行う。

5. 住民接種【保健福祉部】

(1) 予防接種体制の構築

①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

②市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

③市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医

学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(2) 予防接種券の送付及び接種に関する情報提供・共有

市は、市民に対して接種開始時期に間に合うように、予防接種券を送付する。また同時に、予約受付体制を構築するとともに、国や県からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。

(3) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、公的な施設を活用する等接種体制の確保に努める。

(4) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

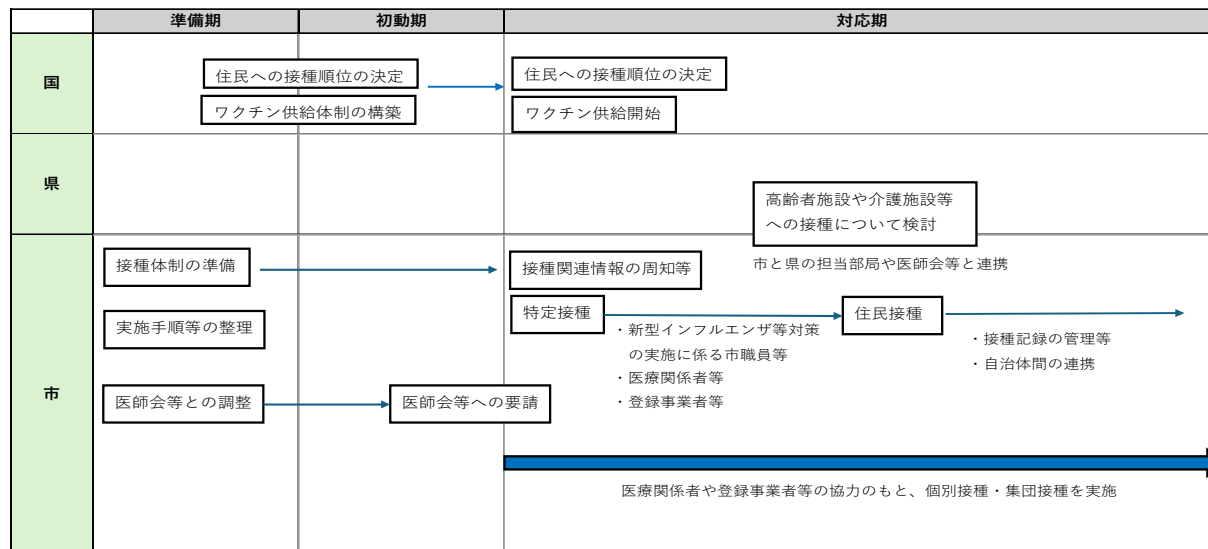
(5) 健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(6) 感染性産業廃棄物の処理

保管していた感染性産業廃棄物については、初動期において調整した収集頻度に基づき、適切に廃棄物処理業者による処理を実施する。

【特定接種・住民接種の流れ】



第5章 保健

第1節 準備期

目的

市は、感染症の発生や地域における医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修等の実施、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるようにする。

所要の対応

1. 主な対応業務の実施【保健福祉部】

(1)健康観察に係る応援派遣体制の検討

市は、県が実施する健康観察に協力する場合の人員体制について検討する。また、県が実施する研修等に参加し、人材の育成を図る。

2. 消防本部による患者等の搬送【保健福祉部・消防本部】

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

第2節 対応期

目的

対応期は、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関との役割分担・連携体制に基づき対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

所要の対応

1. 健康観察及び生活支援【保健福祉部】

(1) 市は、職員の応援派遣等の方法により、県が実施する健康観察に協力する。

(2) 市は、県から患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事

の提供等の患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

2. 消防本部による患者等の搬送 **【保健福祉部・消防本部】**

市は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送を実施する。

第6章 物資

第1節 準備期

目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄等 **【保健福祉部・総務部・消防本部】**

(1) 市は、市行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。また、対策の実施に当たり、必要な食糧品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、上記の物資等については、健康医療介護総合支援センター及び各防災倉庫にて備蓄する。

(3) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具や消毒剤の備蓄を進める。

第2節 対応期

目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【保健福祉部】

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力【保健福祉部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や関係機関等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

所要の対応

1. 支援の実施に係る仕組みの整備 【保健福祉部・総務部・市民生活部】

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や障害者をはじめとするデジタル機器やサービスに不慣れな方や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

2. 市民等に対する物資及び資材の備蓄の勧奨 【保健福祉部】

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

3. 要配慮者等への生活支援等の準備 【保健福祉部】

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

4. 埋火葬の体制等の整備 【市民生活部・広域保健衛生組合】

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には市民課（戸籍事務担当部局）等との調整を行うものとする。

5. 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備

【保健福祉部・総務部・こども未来部】

市は、災害時の避難所における感染症対策について、平時から検討し、必要に応じて、物資の備蓄など対策の準備を行う。

第2節 初動期

目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

所要の対応

1. 埋火葬の体制等の整備、火葬・安置の実施に向けた準備 【広域保健衛生組合】

市は、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

【保健福祉部・産業観光部】

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

第3節 対応期

目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確

保する。

所要の対応

1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

【保健福祉部・産業観光部・子ども未来部・広域保健衛生組合】

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請に応じて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、ICT環境の整備(児童生徒用タブレット端末整備、校務用端末整備、通信回線整備等)や授業のオンライン化等の教育及び学びの継続に関する支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、必要に応じて、生活関連物資等の価格が高騰しないように、買占め及び売惜しみ防止等について周知する。
- ② 市は、国及び県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め

及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県からの要請を受けて、火葬場設置者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 市は、遺体の搬送作業員及び広域保健衛生組合と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、市内で火葬を行うことが困難と判断される場合、県に対して近隣市町での広域火葬の応援・協力依頼を行う。
- ④ 市は、死亡者が増加し、火葬能力が限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる資機材・人員等を確保する。
- ⑥ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、県にそれらの手配を要請する。
- ⑦ 市は、県より広域火葬協力火葬場の火葬能力について、常に最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときには、国の特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 **【産業観光部・建設水道部】**

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図る

ため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

(2) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

小山市新型インフルエンザ等対策行動計画 用語集

用語	内容
インフルエンザ	インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。 インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間(潜伏期間)は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある(不顕性感染)。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(N A)という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。 平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症	ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。 感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	BCP=Business Continuity Plan の略。不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
個人防護具(PPE)	PPE(Personal Protective Equipment の略)は、マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。 特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切なPPEを準備する必要がある。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の

	情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。